

福島第二原子力発電所  
原子炉施設保安規定変更認可申請について

令和2年12月  
東京電力ホールディングス株式会社

# 目次

---

1. 申請案件
2. 申請概要
3. 保安規定の構成
4. 廃止措置計画と保安規定申請範囲
5. 廃止措置段階の保安規定における特徴的な運用

# 福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について

## 1. 申請案件

(1) 福島第二原子力発電所 1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉廃止措置に伴う変更

## 2. 申請概要

福島第二原子力発電所 1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉について, 令和2年5月29日に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3第2項の規定に基づき, 廃止措置計画認可を申請した。

廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため, 福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定について, 関連する条文の変更を行う。

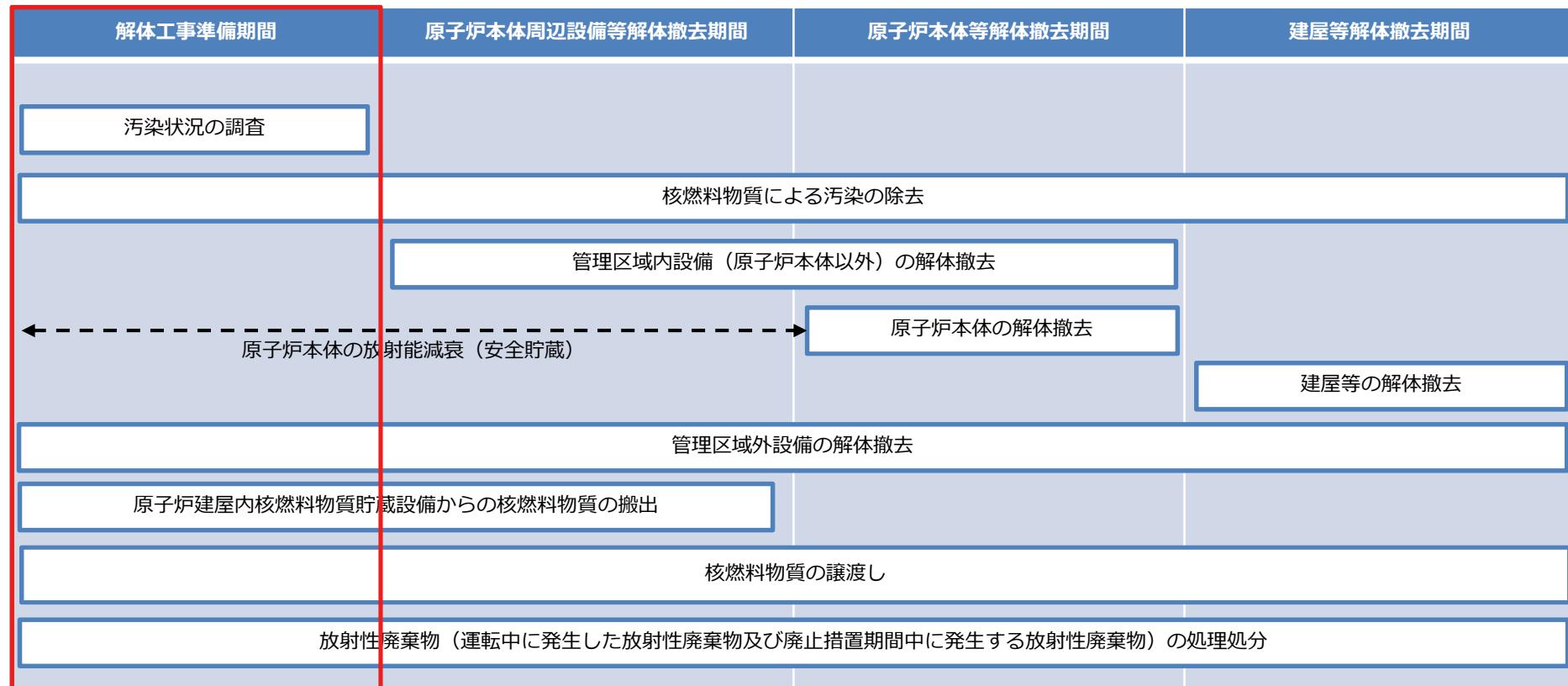
### 3. 保安規定の構成

福島第二原子力発電所は全号炉廃止であり運転段階における規定事項は不要であるため、分編する必要はなく、廃止措置段階における内容のみを規定する。

運転炉の保安規定		廃止措置段階の保安規定	
第1章	総則	第1章	総則
第2章	品質保証	第2章	品質保証
第3章	体制及び評価	第3章	保安管理体制
第4章	運転管理	第4章	廃止措置管理
第5章	燃料管理	第5章	燃料管理
第6章	放射性廃棄物管理	第6章	放射性廃棄物管理
第7章	放射線管理	第7章	放射線管理
第8章	施設管理	第8章	施設管理
第9章	緊急時の措置	第9章	緊急時の措置
第10章	保安教育	第10章	保安教育
第11章	記録及び報告	第11章	記録及び報告
添付1	原子炉がスクラムした場合の運転操作基準	添付1	管理区域図
添付2	管理区域図	添付2	保全区域図
添付3	保全区域図		
添付4	長期施設管理方針		

## 4. 廃止措置計画と保安規定申請範囲

- 廃止措置は、解体工事準備期間において汚染状況の調査・原子炉建屋内核燃料物質貯蔵設備からの核燃料物質の搬出・核燃料物質の譲渡し・核燃料物質による汚染の除去・管理区域外設備の解体撤去・放射性廃棄物の処理処分・安全貯蔵を実施する。その後、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間、原子炉本体等解体撤去期間、建屋等解体撤去期間を行う手順としている。
- 今回の保安規定の変更申請は、廃止措置計画と同様の範囲として解体工事準備期間について規定する。



## 5. 廃止措置段階の保安規定における特徴的な運用

- 現行の保安規定の条文から、下表の概要に主な変更を示す。廃止措置段階の運用及び今回の変更内容において、特徴的な部分を**黒太字**にて示す。
- その他の条文は、現行（運転段階）の保安規定の内容に準じて記載しており、廃止措置認可後の保安活動においても運転段階と同様である。

章番号	項目	概要
第1章	総則	・廃止措置段階のうち、解体工事準備期間における福島第二原子力発電所原子炉施設の保安活動を定めることを記載【第1条】
第2章	品質保証	・廃止措置段階のマニュアル体系を反映（二次文書の見直し）【第3条】
第3章	保安管理体制	<p>①<b>廃止措置に係る組織及び廃止措置主任者の追加</b>（原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者を組織図から削除），廃止措置に係る組織の職務を規定，廃止措置移行に合わせて組織の統合／組織名称の変更【第4条、5条】</p> <p>②<b>保安委員会及び保安運営委員会の名称変更並びに審議事項の一部見直し</b>【第6条、7条】</p> <p>③<b>廃止措置主任者の選任、職務等を規定</b>（原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者の選任、職務等を削除）【第8条、9条】</p>

## 福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について

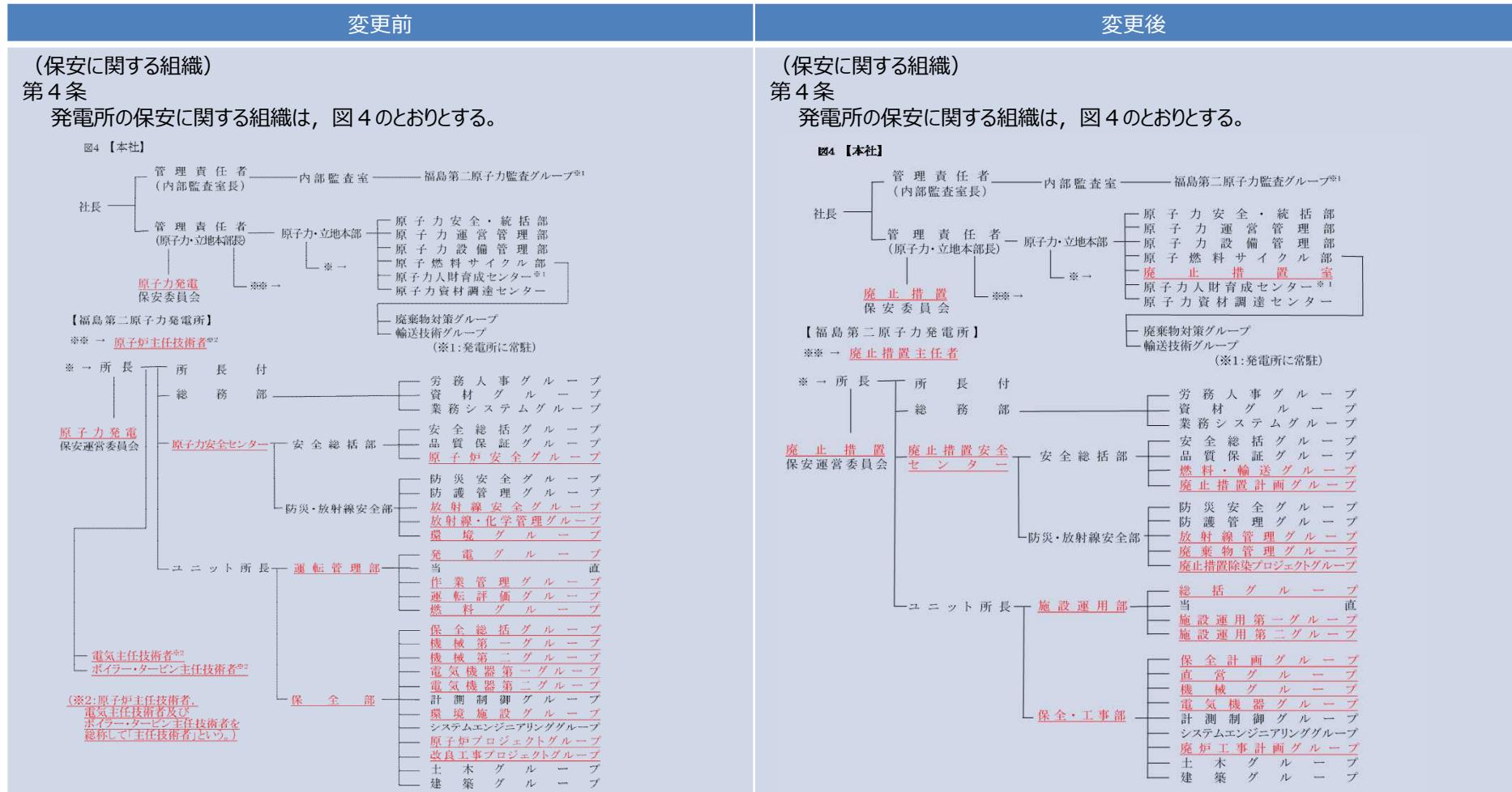
章番号	項目	概要
第4章	廃止措置管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転員の名称を変更（原子炉施設の運転員の確保）【第11条】</li> <li>④廃止措置管理（原子炉の運転停止に関する恒久的な措置、安全貯蔵措置、工事の計画及び実施、工事完了の報告）を規定【第16条、18条、19条、20条】</li> <li>⑤火災、火山影響等、内部溢水、重大事故等、大規模損壊発生時等の体制の整備を規定（現状の火災、電源機能喪失時等の体制を踏襲）【第17条、17条の2】</li> <li>⑥運転上の制限に代わり、施設運用上の基準として「使用済燃料プール水位・水温」のみ規定【第21条】</li> </ul>
第5章	燃料管理	⑦新燃料を解体・除染・再組立する場合の運用を規定【第25条】
第6章	放射性廃棄物管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑧放射性廃棄物でない廃棄物の管理を規定【第32条】</li> <li>⑨事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理を変更【第33条】</li> <li>⑩放射性液体廃棄物の試料採取箇所の一部削除【第34条】</li> <li>⑪放出管理目標値等の変更【第34条、35条】</li> <li>⑫放出管理用計測器の数量変更（減少）（排水モニタ数及び排気筒モニタ数）【第36条】</li> </ul>
第7章	放射線管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑬外部放射線に係る線量当量率の測定頻度の変更（使用済燃料の貯蔵施設以外の施設）【第49条】</li> <li>⑭放射線計測器類の数量変更（減少）（エリアモニタ数）【第50条】</li> </ul>

## 福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について

章番号	項目	概要
第8章	施設管理	<p><b>⑯保全対象範囲の変更（廃止措置計画で定める性能維持施設及びその他自ら定める設備に縮小）【第54条】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラントレベルの保全活動管理指標、PLM等、運転段階のみの規定を削除【第54条】</li> </ul>
第9章	緊急時の措置	(現行の規定を踏襲)
第10章	保安教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転管理に関する教育を削除し、廃止措置に関する教育を追加【第71条、72条】</li> </ul>
第11章	記録及び報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転管理に関する記録を削除し、廃止措置に関する記録を追加【第73条】</li> <li>・放射性気体廃棄物放出に係る報告の対象条件を見直し【第74条】</li> </ul>
添付	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「原子炉がスクラムした場合の運転操作基準」及び「長期施設管理方針」を削除</li> </ul>
附則	—	<b>⑰原子力規制委員会の認可より起算し30日以内に施行するよう記載</b>

# 福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更の詳細について①（1／5）

①廃止措置に係る組織及び廃止措置主任者の追加（原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者を組織図から削除），廃止措置に係る組織の職務を規定，廃止措置移行に合わせて組織の統合／組織名称の変更【第4条、5条】（1／5）



# 福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更の詳細について①（2／5）

①廃止措置に係る組織及び廃止措置主任者の追加（原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者を組織図から削除），廃止措置に係る組織の職務を規定，廃止措置移行に合わせて組織の統合／組織名称の変更【第4条，5条】（2／5）

変更前	変更後
<p>（保安に関する職務）</p> <p>第5条</p> <p>保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>（1）社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（<u>原子炉主任技術者</u>を含む。）から適宜報告を求め、「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>（中略）</p> <p>（4）原子力・立地本部長は、管理責任者として、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、原子力人財育成センター、原子力資材調達センターの長及び所長を指導監督し、原子力業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室を除く。）。</p> <p>（中略）</p> <p><u>（9）</u> 原子力人財育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。</p> <p><u>（10）</u> 原子力資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p><u>（11）</u> 廃棄物対策グループは、輸入廃棄物の確認に関する業務を行う。</p> <p><u>（12）</u> 輸送技術グループは、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う。</p>	<p>（保安に関する職務）</p> <p>第5条</p> <p>保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>（1）社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（<u>廃止措置主任者</u>を含む。）から適宜報告を求め、「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>（中略）</p> <p>（4）原子力・立地本部長は、管理責任者として、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、<u>廃止措置室</u>、原子力人財育成センター、原子力資材調達センターの長及び所長を指導監督し、原子力業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室を除く。）。</p> <p>（中略）</p> <p><u>（9）廃止措置室は、廃止措置の総括に関する業務を行う。</u></p> <p><u>（10）</u> 原子力人財育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。</p> <p><u>（11）</u> 原子力資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p><u>（12）</u> 廃棄物対策グループは、輸入廃棄物の確認に関する業務を行う。</p> <p><u>（13）</u> 輸送技術グループは、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う。</p>

# 福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更の詳細について①（3／5）

①廃止措置に係る組織及び廃止措置主任者の追加（原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者を組織図から削除）、廃止措置に係る組織の職務を規定、廃止措置移行に合わせて組織の統合／組織名称の変更【第4条、5条】（3／5）

変更前	変更後
<p>（保安に関する職務） 第5条（つづき） 2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 （1）所長は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には<u>主任技術者</u>の意見を尊重する。</p> <p>（中略）</p> <p>（6）安全総括グループは、事業者検査の総括に関する業務を行う。</p> <p>（中略）</p> <p><u>（8）原子炉安全グループは、原子力安全の総括及び原子力技術の総括に関する業務を行う。</u></p> <p><u>（9）防災安全グループは、緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。</u></p> <p><u>（10）防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。</u></p> <p><u>（11）放射線安全グループは、放射線管理（放射線・化学管理グループ所管業務を除く。）及び環境放射能測定に関する業務を行う。</u></p> <p><u>（12）放射線・化学管理グループは、化学管理及び作業・工事に係る放射線管理に関する業務を行う。</u></p> <p><u>（13）環境グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。</u></p>	<p>（保安に関する職務） 第5条（つづき） 2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 （1）所長は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には<u>廃止措置主任者</u>の意見を尊重する。</p> <p>（中略）</p> <p>（6）安全総括グループは、事業者検査、<u>原子力安全及び原子力技術</u>の総括に関する業務を行う。</p> <p>（中略）</p> <p><u>（8）燃料・輸送グループは、燃料の管理に関する業務を行う。</u></p> <p><u>（9）廃止措置計画グループは、廃止措置の計画及び実施の総括に関する業務を行う。</u></p> <p><u>（10）防災安全グループは、緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。</u></p> <p><u>（11）防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。</u></p> <p><u>（12）放射線管理グループは、放射線管理及び環境放射能測定に関する業務を行う。</u></p> <p><u>（13）廃棄物管理グループは、化学管理、放射性廃棄物管理、<u>放射性廃棄物でない廃棄物の管理及び事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理</u>に関する業務を行う。</u></p> <p><u>（14）廃止措置除染プロジェクトグループは、汚染状況の調査及び除染の計画策定、<u>管理</u>に関する業務を行う。</u></p>

# 福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更の詳細について①（4／5）<sup>11</sup>

①廃止措置に係る組織及び廃止措置主任者の追加（原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者を組織図から削除）、廃止措置に係る組織の職務を規定、廃止措置移行に合わせて組織の統合／組織名称の変更【第4条、5条】（4／5）

変更前	変更後
<p>（保安に関する職務） 第5条（つづき）</p> <p>（14）発電グループは、原子炉施設の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>（15）当直は、原子炉施設の運転に関する業務（<u>作業管理グループ所管業務を除く。</u>）及び燃料取扱いに関する業務を行う。</p> <p>（16）作業管理グループは、原子炉施設の運転に関する業務のうち保全作業の管理に関する業務を行う。</p> <p>（17）運転評価グループは、原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務（<u>発電グループ所管業務を除く。</u>）を行う。</p> <p>（18）燃料グループは、燃料の管理に関する業務（<u>当直所管業務を除く。</u>）を行う。</p> <p>（19）保全総括グループは、原子炉施設の施設管理の総括及び電子通信設備の運用に関する業務を行う。</p> <p>（20）機械第一グループは、原子炉施設のうち<u>原子炉</u>設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>（21）機械第二グループは、原子炉施設のうちタービン設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>（22）電気機器第一グループは、原子炉施設のうち電気設備に係る施設管理に関する業務（<u>電気機器第二グループ所管業務を除く。</u>）を行う。</p> <p>（23）電気機器第二グループは、原子炉施設のうち電源設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>（24）計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>（25）環境施設グループは、<u>廃棄物処理設備及びサイトバンク</u>の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>（26）システムエンジニアリンググループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う。</p> <p>（27）原子炉プロジェクトグループは、原子炉内部構造物に係る施設管理及び原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括に関する業務を行う。</p> <p>（28）改良工事プロジェクトグループは、原子炉施設のうち大型の改良工事に関する業務を行う。</p>	<p>（保安に関する職務） 第5条（つづき）</p> <p>（15）総括グループは、原子炉施設の運用管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>（16）当直は、原子炉施設の運転に関する業務及び燃料取扱いに関する業務を行う。</p> <p>（17）施設運用第一グループは、原子炉施設の運用管理及び運転支援に関する業務を行う。</p> <p>（18）施設運用第二グループは、原子炉施設の運転に関する業務（当直所管業務を除く。）及び運用管理に関する業務（施設運用第一グループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>（19）保全計画グループは、原子炉施設の施設管理の総括及び電子通信設備の運用に関する業務を行う。</p> <p>（20）直営グループは、原子炉施設の施設管理（直営）に関する業務を行う。</p> <p>（21）機械グループは、原子炉施設のうち<u>機械設備（廃棄物処理設備及びサイトバンク含む。）</u>に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>（22）電気機器グループは、原子炉施設のうち電気設備（<u>廃棄物処理設備及びサイトバンク含む。</u>）に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>（23）計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備（<u>廃棄物処理設備及びサイトバンク含む。</u>）に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>（24）システムエンジニアリンググループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う。</p> <p>（25）廃炉工事計画グループは、廃炉工事計画及び安全対策工事・廃棄物処理設備等の工事計画に関する業務を行う。</p>

# 福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更の詳細について①（5／5）

①廃止措置に係る組織及び廃止措置主任者の追加（原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者を組織図から削除）、廃止措置に係る組織の職務を規定、廃止措置移行に合わせて組織の統合／組織名称の変更【第4条、5条】（5／5）

変更前	変更後
<p>（保安に関する職務） 第5条（つづき）</p> <p><u>(29)</u> 土木グループは、原子炉施設のうち土木設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p><u>(30)</u> 建築グループは、原子炉施設のうち建築設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p><u>(31)</u> 発電所各グループは、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するため、本項の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 本社各部長（原子力人財育成センター所長及び原子力資材調達センター所長を含む。）は、原子力・立地本部長を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(2) <b>原子力</b>安全センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、安全総括部及び防災・放射線安全部の業務を統括管理する。</p> <p>(3) ユニット所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、<b>運転管理部</b>及び保全部の業務を統括管理する。</p> <p>（中略）</p>	<p>（保安に関する職務） 第5条（つづき）</p> <p><u>(26)</u> 土木グループは、原子炉施設のうち土木設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p><u>(27)</u> 建築グループは、原子炉施設のうち建築設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p><u>(28)</u> 発電所各グループは、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するため、本項の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 本社各部長（原子力人財育成センター所長、原子力資材調達センター所長及び<b>廃止措置室長</b>を含む。）は、原子力・立地本部長を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(2) <b>廃止措置</b>安全センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、安全総括部及び防災・放射線安全部の業務を統括管理する。</p> <p>(3) ユニット所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、<b>施設運用部</b>及び<b>保全・工事部</b>の業務を統括管理する。</p> <p>（中略）</p>

## 福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更の詳細について②（1／2）

### ②保安委員会及び保安運営委員会の名称変更並びに審議事項の一部見直し【第6条、7条】（1／2）

変更前	変更後
<p>(<u>原子力発電</u>保安委員会)</p> <p>第6条</p> <p>本社に<u>原子力発電</u>保安委員会（以下「保安委員会」という。）を設置する。</p> <p>2．保安委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、あらかじめ保安委員会にて定めた事項は、<u>原子力発電</u>保安運営委員会にて審議し、確認する。</p> <p>(1) 原子炉設置許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更 <u>(2) 保安規定の変更</u> <u>(3) 保安教育に関する事項</u> <u>(4) その他保安委員会で定めた審議事項</u></p> <p>3．原子力・立地本部長を委員長とする。</p> <p>4．保安委員会は、委員長、原子力安全・統括部長、原子力運営管理部長、原子力設備管理部長、<u>原子炉主任技術者</u>に加え、G M以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p> <p>5．委員長は、保安上重要な審議結果について、定期的に社長に報告する。</p>	<p>(<u>廃止措置</u>保安委員会)</p> <p>第6条</p> <p>本社に<u>廃止措置</u>保安委員会（以下「保安委員会」という。）を設置する。</p> <p>2．保安委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、あらかじめ保安委員会にて定めた事項は、<u>廃止措置</u>保安運営委員会にて審議し、確認する。</p> <p>(1) 原子炉設置許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更 <u>(2) 廃止措置計画の変更</u> <u>(3) 保安規定の変更</u> <u>(4) 保安教育に関する事項</u> <u>(5) その他保安委員会で定めた審議事項</u></p> <p>3．原子力・立地本部長を委員長とする。</p> <p>4．保安委員会は、委員長、原子力安全・統括部長、原子力運営管理部長、原子力設備管理部長、<u>廃止措置主任者</u>に加え、G M以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p> <p>5．委員長は、保安上重要な審議結果について、定期的に社長に報告する。</p>

## 福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更の詳細について②（2／2）<sup>14</sup>

### ②保安委員会及び保安運営委員会の名称変更並びに審議事項の一部見直し【第6条、7条】（2／2）

変更前	変更後
<p>(原子力発電)保安運営委員会)</p> <p>第7条</p> <p>発電所に原子力発電保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 保安管理体制に関する事項</p> <p>(2) 原子炉施設の定期的な評価に関する事項</p> <p>(3) 運転管理に関する事項</p> <p>(4) 燃料管理に関する事項</p> <p>(5) 放射性廃棄物管理に関する事項</p> <p>(6) 放射線管理に関する事項</p> <p>(7) 施設管理に関する事項</p> <p>(8) 原子炉施設の改造に関する事項</p> <p>(9) 緊急時における運転操作に関する事項</p> <p>(10) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3. 所長を委員長とする。</p> <p>4. 運営委員会は、委員長、原子力安全センター所長、安全総括部長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(廃止措置)保安運営委員会)</p> <p>第7条</p> <p>発電所に廃止措置保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 保安管理体制に関する事項</p> <p>(2) 廃止措置管理に関する事項</p> <p>(3) 燃料管理に関する事項</p> <p>(4) 放射性廃棄物管理に関する事項</p> <p>(5) 放射線管理に関する事項</p> <p>(6) 施設管理に関する事項</p> <p>(7) 原子炉施設の改造に関する事項</p> <p>(8) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3. 所長を委員長とする。</p> <p>4. 運営委員会は、委員長、廃止措置安全センター所長、安全総括部長、廃止措置主任者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p>

## 福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更の詳細について③（1／5）

③廃止措置主任者の選任、職務等を規定（原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者の選任、職務等を削除）【第8条、9条】（1／5）

変更前	変更後
<p><b>(原子炉主任技術者の選任)</b></p> <p>第8条 原子力・立地本部長は、<u>原子炉主任技術者及び代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子炉施設の施設管理に関する業務</li> <li>(2) 原子炉の運転に関する業務</li> <li>(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務</li> <li>(4) 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務</li> </ul> <p>2. <u>原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。</u></p> <p>3. <u>原子炉主任技術者及び代行者</u>は特別管理職とする。</p> <p>4. <u>原子炉主任技術者</u>のうち少なくとも1名は部長以上に相当する者とし、<u>第9条に定める職務を専任</u>する。</p> <p>5. <u>第4項以外の原子炉主任技術者については、原子力安全センターの職務を兼務できる。</u></p> <p>6. <u>第5項の原子炉主任技術者については、自らの担当している号炉について原子炉主任技術者の職務と原子力安全センターの職務が重複する場合には、原子炉主任技術者としての職務を優先し、原子力安全センターの職務については、上位職の者が実施する。</u></p> <p>7. <u>原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第5項に基づき、改めて原子炉主任技術者を選任する。</u></p>	<p><b>(廃止措置主任者の選任)</b></p> <p>第8条 原子力・立地本部長は、<u>廃止措置主任者を、保安活動を監督するにあたり必要な知識を有する者であって、以下の（1）から（5）の業務に従事した期間が通算して3年以上の者の中から選任する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子炉施設の施設管理に関する業務</li> <li>(2) 原子炉の運転に関する業務</li> <li>(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務</li> <li>(4) 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務</li> <li>(5) <u>原子炉施設の放射性廃棄物管理に関する業務</u></li> </ul> <p>2. <u>廃止措置主任者は1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉で兼任することができる。</u></p> <p>3. <u>廃止措置主任者</u>は特別管理職とする。</p> <p>4. <u>廃止措置主任者</u>のうち少なくとも1名は部長以上に相当する者と<u>する。</u></p> <p>5. <u>廃止措置主任者には代行者を置くことができる。なお、廃止措置主任者の代行者を置く場合は、第1項から第3項に基づき選任する。</u></p> <p>6. <u>廃止措置主任者が職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第4項に基づき、改めて廃止措置主任者を選任する。</u></p>

## 福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更の詳細について③（2／5）

③廃止措置主任者の選任、職務等を規定（原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者の選任、職務等を削除）【第8条、9条】（2／5）

変更前	変更後
<p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第9条</p> <p>原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に行うことと任務とし、「原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者へ指示する。</p> <p>(2) 表9－1に定める事項のうち、第118条及び第119条については、原子力・立地本部長の承認に先立ち確認し、その他の事項については、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3) 表9－2に定める各職位からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表9－3に定める記録の内容を確認する。</p> <p>(5) 第121条第1項の報告を受けた場合は、自らの責任で確認した正確な情報に基づき、社長に直接報告する。</p> <p>(6) 保安の監督状況について、定期的に及び必要に応じて社長に直接報告する。</p> <p>(7) 保安委員会及び運営委員会に少なくとも1名が必ず出席する。</p> <p>(8) その他、原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p>	<p>(廃止措置主任者の職務等)</p> <p>第9条</p> <p>廃止措置主任者は、原子炉施設の廃止措置に関し保安の監督を誠実に行うことと任務とし、「廃止措置主任者職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、所長へ意見具申する。</p> <p>(2) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、廃止措置に従事する者へ指導・助言を行う。</p> <p>(3) 表9－1に定める事項のうち、第71条及び第72条については、原子力・立地本部長の承認に先立ち確認し、その他の事項については、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(4) 表9－2に定める各職位からの報告内容等を確認する。</p> <p>(5) 表9－3に定める記録の内容を確認する。</p> <p>(6) 第74条第1項の報告について、精査し、必要な指導・助言を行う。また、第74条第1項の報告を受けた場合は、自らの責任で確認した正確な情報に基づき、社長に直接報告する。</p> <p>(7) 保安の監督状況について、定期的に及び必要に応じて社長に直接報告する。</p> <p>(8) 保安委員会及び運営委員会に少なくとも1名が必ず出席する。</p> <p>(9) その他、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. 所長は、廃止措置主任者がその保安のためにする意見具申を尊重する。</p> <p>3. 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者がその保安のためにする指導・助言を尊重する。</p>

## 福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更の詳細について③（3／5）<sup>17</sup>

③廃止措置主任者の選任、職務等を規定（原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者の選任、職務等を削除）【第8条、9条】（3／5）

変更前		変更後	
表9－1		表9－1	
条文		内 容	
<u>第37条（原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率）</u>		<u>原子炉冷却材温度制限値</u>	
<u>第78条（異常収束後の措置）</u>		<u>原子炉の再起動</u>	
<u>第82条（燃料取替実施計画）</u>		<u>燃料取替実施計画</u>	
<u>第93条（管理区域の設定及び解除）</u>		第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除	
<u>第118条（所員への保安教育）</u>		所員の保安教育実施計画	
<u>第119条（協力企業従業員への保安教育）</u>		協力企業従業員の保安教育実施計画	

# 福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更の詳細について③（4／5）

③廃止措置主任者の選任、職務等を規定（原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者の選任、職務等を削除）【第8条、9条】（4／5）

変更前

表9－2

条文	内容
第17条（地震・火災等発生時の対応）	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果
第23条（制御棒の操作）	制御棒操作手順
第35条（原子炉停止時冷却系その2）	原子炉停止時冷却系以外の手段で崩壊熱除去できる期間
第69条（複数の制御棒引き抜きを伴う検査）	制御棒操作手順
第73条（運転上の制限を満足しない場合）	運転上の制限を満足していないと判断した場合 運転上の制限を満足していると判断した場合 運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行又は原子炉熱出力の復帰
第74条（予防保全を目的とした保全作業を実施する場合）	必要な安全措置 運転上の制限外から復帰していると判断した場合
第76条（異常発生時の基本的な対応）	異常が発生した場合の原因調査及び対応措置
第77条（異常時の措置）	異常の収束
第82条（燃料取替実施計画）	第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果
第121条（報告）	運転上の制限を満足していないと判断した場合 放射性液体廃棄物 又は 放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合

変更後

表9－2

条文	内容
第17条（地震・火災等発生時の対応）	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果
第20条（工事完了の報告）	廃止措置計画に基づく工事の結果
第23条（施設運用上の基準を満足しない場合）	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合 施設運用上の基準を満足していると判断した場合
第74条（報告）	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合 放射性液体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 放射性気体廃棄物（希ガス、よう素131）について「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」（以下「測定指針」という。）に定める測定下限濃度以上の濃度で放出した場合 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下「実用炉規則」という。）第134条第3号※1、第4号※1、第6号から第12号及び第14号に定める報告事象が生じた場合

※1：新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備及び燃料取扱設備に限る。

## 福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更の詳細について③（5／5）

③廃止措置主任者の選任、職務等を規定（原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者の選任、職務等を削除）【第8条、9条】（5／5）

変更前

表9-3

記録項目

<u>1. 運転日誌</u>
・熱出力 ・炉心の中性子束密度 ・炉心の温度 ・冷却材入口温度 ・冷却材出口温度 ・冷却材圧力 ・冷却材流量 ・制御棒位置 ・再結合装置内の温度 ・原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量
<u>2. 燃料に係る記録</u>
・原子炉内における燃料体の配置 ・使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 ・使用済燃料の払出し時における放射能の量 ・燃料体の形状又は性状に関する検査の結果
<u>3. 点検報告書</u>
・運転開始前の点検結果 ・運転停止後の点検結果
<u>4. 引継日誌</u>
<u>5. 放射線管理に係る記録</u>
・原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率 ・管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 ・放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況
<u>6. 放射性廃棄物管理に係る記録</u>
・放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 ・廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法 ・放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法 ・発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路
<u>7. 原子炉施設の巡視又は点検の結果</u>
<u>8. 保安教育の実施報告書</u>

変更後

表9-3

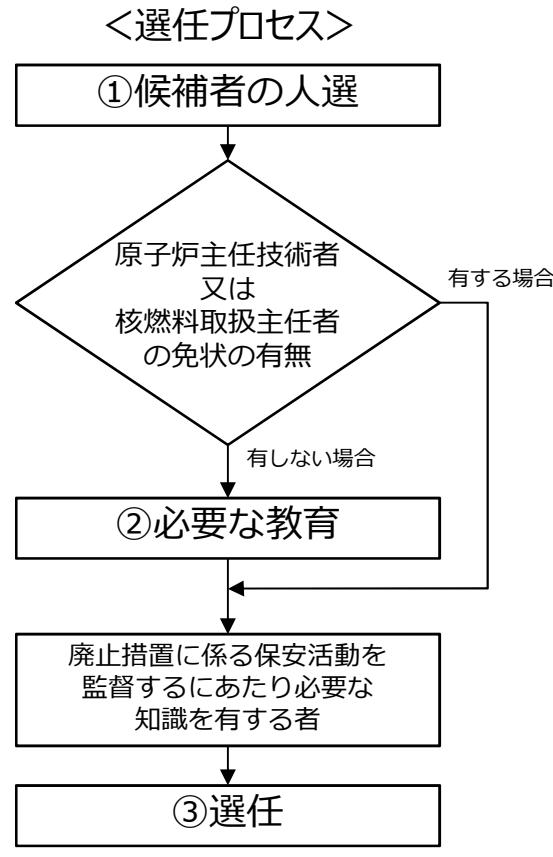
記録項目

<u>1. 燃料に係る記録</u>
・使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 ・使用済燃料の払出し時における放射能の量
<u>2. 放射線管理に係る記録</u>
・使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率 ・管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 ・放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況
<u>3. 放射性廃棄物管理に係る記録</u>
・放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 ・廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法 ・放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法 ・発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路
<u>4. 原子炉施設の巡視の結果</u>
<u>5. 保安教育の実施報告書</u>
<u>6. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称</u>

## 福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更の詳細について（③の補足）

廃止措置主任者及び代行者の選任については、保安活動を監督するにあたり必要な知識を有する者を原子力・立地本部長が選任するプロセスを社内マニュアルに定めることとしている。

審査基準（表1. 廃止措置主任者の選任要件）より抜粋



審査基準（表1. 廃止措置主任者の選任要件）より抜粋													
	各プロセスの内容												
廃止措置対象施設に核 燃料物質が存在する場 合	以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 □ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者												
①	以下の（1）から（5）のいずれかの業務に従事した期間が通算して3年以上で、かつ、特別管理職の中から選任する。 (1) 原子炉施設の施設管理に関する業務 (2) 原子炉の運転に関する業務 (3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務 (4) 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務 (5) 原子炉施設の放射性廃棄物管理に関する業務												
②	以下の必要な知識のうち、発電所又は本社の特別管理職として業務経験がある者は知識を有する者と判断する。また、基準を満たしている項目以外については、教育により補われていることが確認できれば、知識を有する者と判断する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>必要な知識の項目</th> <th>具体的な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①核燃料物質の管理</td> <td>・核燃料物質の特性 ほか</td> </tr> <tr> <td>②放射線測定及び放射線障害防止</td> <td>・放射線の特性 ほか</td> </tr> <tr> <td>③放射性廃棄物の管理</td> <td>・放射性廃棄物の種類、処理方法 ほか</td> </tr> <tr> <td>④関係法令</td> <td>・廃止措置に係る法令 ほか</td> </tr> <tr> <td>⑤原子炉施設の施設管理</td> <td>・工事の計画、工程管理 ほか</td> </tr> </tbody> </table>	必要な知識の項目	具体的な内容	①核燃料物質の管理	・核燃料物質の特性 ほか	②放射線測定及び放射線障害防止	・放射線の特性 ほか	③放射性廃棄物の管理	・放射性廃棄物の種類、処理方法 ほか	④関係法令	・廃止措置に係る法令 ほか	⑤原子炉施設の施設管理	・工事の計画、工程管理 ほか
必要な知識の項目	具体的な内容												
①核燃料物質の管理	・核燃料物質の特性 ほか												
②放射線測定及び放射線障害防止	・放射線の特性 ほか												
③放射性廃棄物の管理	・放射性廃棄物の種類、処理方法 ほか												
④関係法令	・廃止措置に係る法令 ほか												
⑤原子炉施設の施設管理	・工事の計画、工程管理 ほか												
③	原子力・立地本部長は廃止措置に係る保安活動を監督するにあたり必要な知識を有していることを確認し、廃止措置主任者を選任する（代行者を置く場合も同様）。												

## 福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更の詳細について④（1／2）<sup>21</sup>

④廃止措置管理（原子炉の運転停止に関する恒久的な措置，安全貯蔵措置，工事の計画及び実施，工事完了の報告）を規定【第16条，18条，19条，20条】（1／2）

変更前	変更後						
<p><u>(なし)</u></p>	<p><u>(原子炉の運転停止に関する恒久的な措置)</u></p> <p><u>第16条</u> <u>当直長は、次の事項を遵守する。</u> <u>(1) 原子炉内に燃料を装荷しないこと。</u> <u>(2) 原子炉モードスイッチを「停止」位置から他の位置に切り替えないこと。</u></p> <p><u>2. 燃料・輸送G Mは、燃料を譲り渡す場合は、表16に定める譲渡し先に譲り渡す。</u></p> <p><u>表16</u></p> <table border="1"><thead><tr><th>種別</th><th>譲渡し先</th></tr></thead><tbody><tr><td>使用済燃料</td><td>再処理事業者</td></tr><tr><td>新燃料</td><td>加工事業者等</td></tr></tbody></table> <p><u>(安全貯蔵措置)</u></p> <p><u>第18条</u> <u>廃止措置計画G Mは、廃止措置計画に基づく安全貯蔵<sup>※1</sup>の対象範囲及び期間を定めるとともに、安全貯蔵期間中に講じる措置を定める。</u></p> <p><u>※1：安全貯蔵とは、放射能レベルの比較的高い原子炉圧力容器及び原子炉圧力容器を取り囲む放射線遮蔽体を含む領域の解体撤去工事を実施する前に、放射線業務従事者の被ばく線量を合理的に達成可能な限り低減するため、残存放射能の時間的減衰を図ることをいう。</u></p>	種別	譲渡し先	使用済燃料	再処理事業者	新燃料	加工事業者等
種別	譲渡し先						
使用済燃料	再処理事業者						
新燃料	加工事業者等						
<p><u>(なし)</u></p>							

## 福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更の詳細について④（2／2）

④廃止措置管理（原子炉の運転停止に関する恒久的な措置、安全貯蔵措置、工事の計画及び実施、工事完了の報告）を規定【第16条、18条、19条、20条】（2／2）

変更前	変更後
<u>(なし)</u>	<p><u>(工事の計画及び実施)</u></p> <p><u>第19条</u></p> <p>各GMは、廃止措置計画に基づき工事※1を行う場合、以下の必要なプロセスを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>(1) 工事計画</u></li> <li><u>(2) 設計管理</u></li> <li><u>(3) 調達管理</u></li> <li><u>(4) 工事管理</u></li> </ul> <p><u>2. 各GMは、工事計画を策定するにあたり、工事の内容が、隣接する他号炉の必要な機能及び性能に影響を及ぼさないことを確認する。</u></p> <p><u>3. 各GMは、工事を実施するにあたり、廃止措置計画を踏まえ、次の各号に掲げる安全確保対策のために必要な措置を講じる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>(1) 放射性物質の漏えい及び拡散防止対策</u></li> <li><u>(2) 被ばく低減対策</u></li> <li><u>(3) 事故防止対策</u></li> </ul> <p><u>4. 各GMは、工事の結果について記録する。</u></p> <p><u>※1：工事とは、廃止措置計画に基づく、核燃料物質による汚染の除去工事、汚染状況の調査及びその他第54条（施設管理計画）に定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう（以下、本条において同じ）。</u></p>
<u>(なし)</u>	<p><u>(工事完了の報告)</u></p> <p><u>第20条</u></p> <p>各GMは、第19条（工事の計画及び実施）に基づく工事が完了した場合には、工事の結果を、所長、廃止措置主任者及び廃止措置安全センター所長に報告するとともに、関係する各GMに通知する。</p>

## 福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更の詳細について⑤（1／2）

⑤火災、火山影響等、内部溢水、重大事故等、大規模損壊発生時等の体制の整備を規定（現状の火災、電源機能喪失時等の体制を踏襲）【第17条、17条の2】（1／2）

変更前	変更後
<p>(地震・火災等発生時の対応)</p> <p>第17条</p> <p>各GMは、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び<u>原子炉主任技術者</u>に報告する。</p> <p>(1)震度5弱以上の地震が観測※1された場合は、地震終了後<u>原子炉施設</u>の損傷の有無を確認する。</p> <p>(2)原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努め、鎮火後<u>原子炉施設</u>の損傷の有無を確認する。</p> <p>2. 初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 防災安全GMは、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する※2。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 組織は、第13条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</p> <p>(5) 各GMは、震度5弱以上の地震が観測※1された場合は、地震終了後<u>発電所内</u>※3の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び<u>原子炉主任技術者</u>に報告する。</p> <p>(6) 防災安全GMは、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 当直長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、<u>運転管理部長</u>に報告する。<u>運転管理部長</u>は、所長、<u>原子炉主任技術者</u>及び各GMに連絡するとともに、<u>必要な措置</u>について協議する。</p> <p>※1：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。</p> <p>※2：専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。</p> <p>※3：<u>重要度分類指針</u>におけるクラス1、2、3の機能を有する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(地震・火災等発生時の対応)</p> <p>第17条</p> <p>各GMは、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び<u>廃止措置主任者</u>に報告する。</p> <p>(1)震度5弱以上の地震が観測※1された場合は、地震終了後、<u>維持すべき原子炉施設</u>※2の損傷の有無を確認する。</p> <p>(2)原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努め、鎮火後、<u>維持すべき原子炉施設</u>※2の損傷の有無を確認する。</p> <p>2. 初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 防災安全GMは、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する※3。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) <u>防災安全GM</u>は、<u>発電所</u>における可燃性の持込物の管理方法を定める。</p> <p>(5) 組織は、第13条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</p> <p>(6) 各GMは、震度5弱以上の地震が観測※1された場合は、地震終了後<u>維持すべき原子炉施設</u>※2の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び<u>廃止措置主任者</u>に報告する。</p> <p>(7) 防災安全GMは、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 当直長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、<u>施設運用部長</u>に報告する。<u>施設運用部長</u>は、所長、<u>廃止措置主任者</u>及び各GMに連絡するとともに、<u>必要な措置</u>について協議する。</p> <p>※1：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。</p> <p>※2：<u>廃止措置計画</u>に定める性能維持施設をいう。</p> <p>※3：専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。</p> <p>(中略)</p>

## 福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更の詳細について⑤（2／2）

⑤火災、火山影響等、内部溢水、重大事故等、大規模損壊発生時等の体制の整備を規定（現状の火災、電源機能喪失時等の体制を踏襲）【第17条、17条の2】（2／2）

変更前	変更後
<p>（電源機能等喪失時の体制の整備）</p> <p>第17条の2</p> <p>組織は、津波によって交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料プールを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合（以下「電源機能等喪失時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号に係る計画を策定する。</p> <p>（1）電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>（2）電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練</p> <p>（3）電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な可搬式発電機、可搬式動力ポンプ、ホース及びその他資機材の配備</p> <p>2. 組織は、前項の計画に基づき、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>3. 組織は、第1項及び第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>（電源機能喪失時等の体制の整備）</p> <p>第17条の2</p> <p>組織は、交流電源を供給する全ての設備の機能が喪失した場合、原子炉施設内において溢水が発生した場合、火山現象による影響が発生するおそれがある場合若しくは発生した場合、重大事故※1に至るおそれがある事故若しくは重大事故が発生した場合、又は、大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他テロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合で、使用済燃料プールを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合等（以下これら的事象を「電源機能喪失時等」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号に係る計画を策定する。</p> <p>（1）電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>（2）電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する1年に1回以上の教育訓練</p> <p>（3）電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 組織は、前項の計画に基づき電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として必要な手順を定める。</p> <p>3. 組織は、第1項の計画に基づき、電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 組織は、第3項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災安全GMに報告する。防災安全GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1：「重大事故」とは、核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷をいう。</p>

## 福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更の詳細について⑥

### ⑥運転上の制限に代わり、施設運用上の基準として「使用済燃料プール水位・水温」のみ規定【第21条】

変更前	変更後																								
<p>(使用済燃料プールの水位及び水温)</p> <p><b>第55条</b> 使用済燃料プールの水位及び水温は、<u>表55-1</u>で定める事項を<u>運転上の制限</u>とする。</p> <p>2. 使用済燃料プールの水位及び水温が前項で定める<u>運転上の制限</u>を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、<u>使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること</u>及び<u>使用済燃料プールの水温が65°C以下であることを</u>毎日1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、使用済燃料プールの水位又は水温が第1項で定める<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合、<u>表55-2</u>の措置を講じる。</p> <p><b>表55-1</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>運転上の制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料プールの水位</td><td>オーバーフロー水位付近にあること</td></tr> <tr> <td>使用済燃料プールの水温</td><td>65°C以下</td></tr> </tbody> </table> <p><b>表55-2</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. <u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合</td><td>           A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。            及び            A2. 使用済燃料プール内の照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。            及び            A3. 原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋原子炉棟の二重扉の各々において、少なくとも1つの閉鎖状態を確保するための措置を開始する。            及び            A4. 原子炉建屋給排気隔離弁機能を確保するための措置を開始する。            及び            A5. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とするための措置を開始する。         </td><td>           速やかに            その後毎日1回            速やかに            速やかに            速やかに            速やかに         </td></tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること	使用済燃料プールの水温	65°C以下	条件	要求される措置	完了時間	A. <u>運転上の制限</u> を満足していないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 及び A2. 使用済燃料プール内の照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。 及び A3. 原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋原子炉棟の二重扉の各々において、少なくとも1つの閉鎖状態を確保するための措置を開始する。 及び A4. 原子炉建屋給排気隔離弁機能を確保するための措置を開始する。 及び A5. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とするための措置を開始する。	速やかに その後毎日1回 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	<p>(使用済燃料プールの水位及び水温)</p> <p><b>第21条</b> <u>使用済燃料プールに使用済燃料が貯蔵されている期間において</u>、使用済燃料プールの水位及び水温は、<u>表21-1</u>で定める事項を<u>施設運用上の基準</u>とする。</p> <p>2. 使用済燃料プールの水位及び水温が前項で定める<u>施設運用上の基準</u>を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、<u>表21-1の事項</u>を毎日1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、使用済燃料プールの水位又は水温が第1項で定める<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合、<u>表21-2</u>の措置を講じる。</p> <p><b>表21-1</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>施設運用上の基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料プールの水位</td><td>オーバーフロー水位付近にあること <small>※1</small></td></tr> <tr> <td>使用済燃料プールの水温</td><td>65°C以下</td></tr> </tbody> </table> <p><small>※1 「照射された燃料に係る作業」を行っていない場合は、施設運用上の基準を適用しない。</small></p> <p><b>表21-2</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. <u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合</td><td>           A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。            及び            A2. 使用済燃料プール内の照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。         </td><td>           速やかに            その後毎日1回            速やかに         </td></tr> </tbody> </table>	項目	施設運用上の基準	使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること <small>※1</small>	使用済燃料プールの水温	65°C以下	条件	要求される措置	完了時間	A. <u>施設運用上の基準</u> を満足していないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 及び A2. 使用済燃料プール内の照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに その後毎日1回 速やかに
項目	運転上の制限																								
使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること																								
使用済燃料プールの水温	65°C以下																								
条件	要求される措置	完了時間																							
A. <u>運転上の制限</u> を満足していないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 及び A2. 使用済燃料プール内の照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。 及び A3. 原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋原子炉棟の二重扉の各々において、少なくとも1つの閉鎖状態を確保するための措置を開始する。 及び A4. 原子炉建屋給排気隔離弁機能を確保するための措置を開始する。 及び A5. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とするための措置を開始する。	速やかに その後毎日1回 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに																							
項目	施設運用上の基準																								
使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること <small>※1</small>																								
使用済燃料プールの水温	65°C以下																								
条件	要求される措置	完了時間																							
A. <u>施設運用上の基準</u> を満足していないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 及び A2. 使用済燃料プール内の照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに その後毎日1回 速やかに																							

# 福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更の詳細について⑦

## ⑦新燃料を解体・除染・再組立する場合の運用を規定【第25条】

変更前	変更後
<p>(新燃料の運搬)</p> <p><b>第79条</b></p> <p><u>燃料GM</u>は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合及び<u>新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建屋クレーンを使用する。</u></p> <p>2. <u>燃料GM</u>は、管理区域内において、新燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。<u>※1</u></p> <p>3. <u>燃料GM</u>は、管理区域外において、新燃料を運搬する場合は、運搬前に第2項(1)から(3)に加え、次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入すること。<u>※1</u></p> <p>(中略)</p> <p>4. <u>放射線・化学管理GM</u>は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する<u>※1</u>。ただし、<u>第94条</u>第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. <u>放射線・化学管理GM</u>は、<u>燃料GM</u>が管理区域内で<u>第94条</u>第1項(1)に定める区域に新燃料を移動する場合は、移動前に新燃料を収納した新燃料輸送容器の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. <u>燃料GM</u>は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>7. <u>燃料GM</u>は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>(中略)</p> <p><u>※1：発電所構外より発電所構内に搬入される場合は、発送前確認をもって代えることができる。</u></p>	<p>(新燃料の運搬)</p> <p><b>第25条</b></p> <p><u>燃料・輸送GM</u>は、新燃料を輸送する容器から新燃料を取り出す場合及び<u>新燃料を輸送する容器に新燃料を収納する場合は、原子炉建屋クレーンを使用する。</u></p> <p>2. <u>燃料・輸送GM</u>は、管理区域内において、新燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>3. <u>燃料・輸送GM</u>は、管理区域外において、新燃料を運搬する場合は、運搬前に第2項(1)から(3)に加え、次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入すること。</p> <p>(中略)</p> <p>4. <u>放射線管理GM</u>は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、<u>第40条</u>第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. <u>放射線管理GM</u>は、<u>燃料・輸送GM</u>が管理区域内で<u>第40条</u>第1項(1)に定める区域に新燃料を移動する場合は、移動前に新燃料を収納した新燃料を輸送する容器の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. <u>燃料・輸送GM</u>は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>7. <u>燃料・輸送GM</u>は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>(中略)</p> <p>9. <u>燃料・輸送GM</u>は、<u>新燃料を解体・除染・再組立する場合は、次の事項を遵守する。</u></p> <p>(1) 専用の作業台を使用し、新燃料から燃料棒を引き抜き、燃料棒表面を除染し、再度燃料集合体の形状に組み立てること。</p> <p>(2) 専用の作業台で取扱う新燃料は、1体のみかつその1体分の燃料棒のみに限定すること。</p>

## 福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更の詳細について⑧

### ⑧放射性廃棄物でない廃棄物の管理を規定【第32条】

変更前	変更後
(なし)	<p><u>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</u></p> <p><u>第32条</u></p> <p>「原子力施設において設置された資材等又は使用された物品であつて「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物」(以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)の判断をしようとする対象物の範囲は、管理区域内において設置された金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等(以下、本条において「資材等」という。)及び管理区域内において使用された工具類等(以下、本条において「物品」という。)とする。</p> <p>2. 廃棄物管理GMは、管理区域内において設置された資材等又は使用された物品を「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断する場合は、次の各号に基づき実施する。</p> <p>(1) 第40条第1項(1)に定める区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>(2) 第40条第1項(1)に定める区域以外の管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>なお、汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位は「放射性廃棄物でない廃棄物」とすることができる。</p> <p>また、適切な測定方法により測定された念のための放射線測定評価結果が、理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</p> <p>(3) 第40条第1項(1)に定める区域で使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>(4) 第40条第1項(1)に定める区域以外の管理区域で使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>なお、使用履歴の記録等が適切に管理されていない物品について、適切な測定方法により放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以後に適切な汚染防止対策、使用履歴の記録等の管理が行われている場合には、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断することができる。</p> <p>また、適切な測定方法により測定された念のための放射線測定評価結果が、理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</p> <p>3. 各GMは、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたものについては、管理区域から搬出するまでの間、汚染されたものとの混在防止措置を講じる等、所要の管理を行う。</p>

## 福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更の詳細について⑨

### ⑨事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理を変更【第33条】

変更前	変更後
<p>(事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理)  <u>第88条の2</u>  各GMは、原子炉等規制法に基づく<u>工事計画（変更）認可申請書</u>に記載されている設備・機器等を廃棄又は資源として有効利用しようとする際には、福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物に<u>より汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。</u></p>	<p>(事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理)  <u>第33条</u>  各GMは、原子炉等規制法に基づく<u>設計及び工事計画（変更）認可申請書</u>及び<u>電気事業法</u>に基づく<u>工事計画（変更）認可申請書</u>に記載されている設備・機器等（以下「設備・機器等」という。）を産業廃棄物として処分又は資源として有効利用しようとするものとして扱おうとする際には、福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物※1（以下「降下物」という。）の影響の評価を廃棄物管理GMに依頼する。</p> <p>2. 廃棄物管理GMは、第1項の依頼を受けた場合は、降下物の影響を評価し、その結果を影響の評価を依頼したGMに通知する。</p> <p>3. 各GMは、第2項の評価の結果、降下物の影響が年間10マイクロシーベルト※2を超えると評価された場合は、以下に定める事項を実施する。  (1) 管理区域内の設備・機器等は、降下物により汚染されたものとして管理区域内で適切に管理する。  (2) 管理区域外の設備・機器等は、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。</p> <p>4. 各GMは、第2項の評価の結果、降下物の影響が年間10マイクロシーベルト※2以下と評価された場合は、以下に定める事項を実施する。  (1) 管理区域内の設備・機器等は、第32条に基づき放射性廃棄物でない廃棄物と判断された場合は、産業廃棄物として処分又は資源として有効利用しようとするものとして扱うことができる。  なお、各GMは、第2項の評価実施から産業廃棄物として処分又は資源として有効利用しようとするものとして扱うために運搬するまでの間、当該設備・機器等は、発電所内で適切に管理する。  (2) 管理区域外の設備・機器等は、産業廃棄物として処分又は資源として有効利用しようとするものとして扱うことができる。  なお、各GMは、第2項の評価実施から産業廃棄物として処分又は資源として有効利用しようとするものとして扱うために運搬するまでの間、当該設備・機器等は、発電所内で適切に管理する。</p> <p>※1：「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係るフォールアウトによる原子力施設における資材等の安全規制上の取扱いについて」（NISA-197c-12-1（平成24・03・26原院第10号）経済産業省原子力安全・保安院）に定める降下物</p> <p>※2：「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係るフォールアウトによる原子力施設における資材等の安全規制上の取扱いについて」（NISA-197c-12-1（平成24・03・26原院第10号）経済産業省原子力安全・保安院）に定める判断基準</p>

## 福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更の詳細について⑩⑪

⑩放射性液体廃棄物の試料採取箇所の一部削除【第34条】

⑪放出管理目標値等の変更【第34条】

変更前	変更後																																												
<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p><b>第89条</b> 放射線・化学管理GMは、表89-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、次の事項を管理する。また、測定した結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表89-2に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>(3) 復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表89-3に定める放出管理の基準値を超えないように努めること。</p> <p>(中略)</p> <p><b>表89-1</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>測定項目</th><th>計測器種類</th><th>測定頻度</th><th>試料採取箇所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物</td><td>放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td><td>試料放射能測定装置</td><td>放出の都度</td><td>・貯留槽 ・収集槽 ・収集タンク ・サンプル槽 <b>・サンプルタンク</b> ・受けタンク</td></tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td><td>試料放射能測定装置</td><td>1ヶ月に1回</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p><b>表89-2</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>放出管理目標値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td><td><math>1.4 \times 10^{11}</math> Bq/年</td></tr> </tbody> </table> <p><b>表89-3</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>放出管理の基準値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td><td><math>1.4 \times 10^{13}</math> Bq/年</td></tr> </tbody> </table>	分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体廃棄物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・貯留槽 ・収集槽 ・収集タンク ・サンプル槽 <b>・サンプルタンク</b> ・受けタンク	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回		項目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$1.4 \times 10^{11}$ Bq/年	項目	放出管理の基準値	トリチウム	$1.4 \times 10^{13}$ Bq/年	<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p><b>第34条</b> 廃棄物管理GMは、表34-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、次の事項を管理する。また、測定した結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表34-2に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>(3) 復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表34-3に定める放出管理の基準値を超えないように努めること。</p> <p>(中略)</p> <p><b>表34-1</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>測定項目</th><th>計測器種類</th><th>測定頻度</th><th>試料採取箇所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物</td><td>放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td><td>試料放射能測定装置</td><td>放出の都度</td><td>・貯留槽 ・収集槽 ・収集タンク ・サンプル槽 ・サンプルタンク ・受けタンク</td></tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td><td>試料放射能測定装置</td><td>1ヶ月に1回</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p><b>表34-2</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>放出管理目標値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td><td><math>1.4 \times 10^9</math> Bq/年</td></tr> </tbody> </table> <p><b>表34-3</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>放出管理の基準値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td><td><math>1.4 \times 10^{11}</math> Bq/年</td></tr> </tbody> </table>	分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体廃棄物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・貯留槽 ・収集槽 ・収集タンク ・サンプル槽 ・サンプルタンク ・受けタンク	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回		項目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$1.4 \times 10^9$ Bq/年	項目	放出管理の基準値	トリチウム	$1.4 \times 10^{11}$ Bq/年
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																																									
放射性液体廃棄物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・貯留槽 ・収集槽 ・収集タンク ・サンプル槽 <b>・サンプルタンク</b> ・受けタンク																																									
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回																																										
項目	放出管理目標値																																												
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$1.4 \times 10^{11}$ Bq/年																																												
項目	放出管理の基準値																																												
トリチウム	$1.4 \times 10^{13}$ Bq/年																																												
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																																									
放射性液体廃棄物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・貯留槽 ・収集槽 ・収集タンク ・サンプル槽 ・サンプルタンク ・受けタンク																																									
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回																																										
項目	放出管理目標値																																												
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$1.4 \times 10^9$ Bq/年																																												
項目	放出管理の基準値																																												
トリチウム	$1.4 \times 10^{11}$ Bq/年																																												

# 福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更の詳細について⑪（1／2）

## ⑪放出管理目標値等の変更【第35条】（1／2）

変更前	変更後																									
<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p><b>第90条</b> 放射線・化学管理GMは、表90-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、次の事項を管理する。また、測定した結果を当直長に通知する。</p> <p>(1) 排気筒等からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒等からの放射性物質（希ガス、よう素131）の放出量が、表90-2に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 表90-1に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第94条第1項(1)に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 放射線・化学管理GMは、表90-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中放射性物質の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p>	<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p><b>第35条</b> 廃棄物管理GMは、表35-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、次の事項を管理する。また、測定した結果を当直長に通知する。</p> <p>(1) 排気筒等からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒等において放射性物質濃度（希ガス、よう素131）が、測定指針に定める測定下限濃度未満であること。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 表35-1に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第40条第1項(1)に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 廃棄物管理GMは、表35-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中放射性物質の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p>																									
<p><b>表90-1</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>排気筒等</th><th>測定項目</th><th>計測器種類</th><th>測定頻度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">放射性気体廃棄物</td><td>・主排気筒 ・廃棄物処理建屋換気系排気筒</td><td>希ガス濃度 よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td><td>排気筒モニタ 試料放射能測定装置</td><td>常時 1週間に1回</td></tr> <tr> <td>・焼却設備排気筒</td><td>よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td><td>試料放射能測定装置</td><td>1週間に1回 (設備稼働中のみ)</td></tr> <tr> <td>・サイトバン建造物排気口</td><td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td><td>試料放射能測定装置</td><td>1週間に1回</td></tr> <tr> <td rowspan="2">・非常用ガス処理系</td><td>希ガス濃度</td><td>排気筒モニタ</td><td>常時 (非常用ガス処理系運転時)</td></tr> <tr> <td>よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td><td>試料放射能測定装置</td><td>1週間に1回 (非常用ガス処理系運転時)</td></tr> </tbody> </table>		分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放射性気体廃棄物	・主排気筒 ・廃棄物処理建屋換気系排気筒	希ガス濃度 よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	排気筒モニタ 試料放射能測定装置	常時 1週間に1回	・焼却設備排気筒	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (設備稼働中のみ)	・サイトバン建造物排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	・非常用ガス処理系	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (非常用ガス処理系運転時)	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (非常用ガス処理系運転時)
分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度																						
放射性気体廃棄物	・主排気筒 ・廃棄物処理建屋換気系排気筒	希ガス濃度 よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	排気筒モニタ 試料放射能測定装置	常時 1週間に1回																						
	・焼却設備排気筒	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (設備稼働中のみ)																						
	・サイトバン建造物排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回																						
	・非常用ガス処理系	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (非常用ガス処理系運転時)																						
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (非常用ガス処理系運転時)																						
<p><b>表35-1</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>排気筒等</th><th>測定項目</th><th>計測器種類</th><th>測定頻度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射性気体廃棄物</td><td>・主排気筒 ・廃棄物処理建屋換気系排気筒</td><td>希ガス濃度 よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td><td>排気筒モニタ 試料放射能測定装置</td><td>常時 1週間に1回</td></tr> <tr> <td>・焼却設備排気筒</td><td>よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td><td>試料放射能測定装置</td><td>1週間に1回 (設備稼働中のみ)</td></tr> <tr> <td>・サイトバン建造物排気口</td><td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td><td>試料放射能測定装置</td><td>1週間に1回</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放射性気体廃棄物	・主排気筒 ・廃棄物処理建屋換気系排気筒	希ガス濃度 よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	排気筒モニタ 試料放射能測定装置	常時 1週間に1回	・焼却設備排気筒	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (設備稼働中のみ)	・サイトバン建造物排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回							
分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度																						
放射性気体廃棄物	・主排気筒 ・廃棄物処理建屋換気系排気筒	希ガス濃度 よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	排気筒モニタ 試料放射能測定装置	常時 1週間に1回																						
	・焼却設備排気筒	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (設備稼働中のみ)																						
	・サイトバン建造物排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回																						

# 福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更の詳細について⑪（2／2）

## ⑪放出管理目標値等の変更【第35条】（2／2）

変更前

(放射性気体廃棄物の管理)  
第90条 (つづき)

表90-2

項目	放出管理目標値
放射性気体廃棄物 希ガス	$5.5 \times 10^{15} \text{ Bq/年}$
よう素 131	$2.3 \times 10^{11} \text{ Bq/年}$

変更後

(放射性気体廃棄物の管理)  
第35条 (つづき)

表90-3

測定項目	計測器種類	測定頻度
排気筒等以外の排 気出口 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	作業の都度※1

※1：作業が1週間を超える場合は1週間に1回測定する。

表35-2

測定項目	計測器種類	測定頻度
排気筒等以外の排 気出口 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	作業の都度※1

※1：作業が1週間を超える場合は1週間に1回測定する。

## 福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更の詳細について⑫

### ⑫放出管理用計測器の数量変更（減少）（排水モニタ数及び排気筒モニタ数）【第36条】

#### 変更前

##### （放出管理用計測器の管理）

##### 第91条

各GMは、表91に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となつた場合は、修理又は代替品を補充する。

表91

分類	計測器種類	所管GM	数量
1.a. 放射性液体廃棄物放出監視用計測器	排水モニタ	<u>環境施設GM</u>	<u>4台</u>
b. 放射性液体廃棄物放出管理用計測器	試料放射能測定装置	<u>放射線・化学管理GM</u>	2台
2. 放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	計測制御GM 又は <u>環境施設GM</u>	<u>9台</u>
	試料放射能測定装置	<u>放射線・化学管理GM</u>	1台 <sup>※1</sup>

※1：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共に

#### 変更後

##### （放出管理用計測器の管理）

##### 第36条

各GMは、表36に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となつた場合は、修理又は代替品を補充する。

表36

分類	計測器種類	所管GM	数量
1. a. 放射性液体廃棄物放出監視用計測器	排水モニタ	<u>計測制御GM</u>	<u>3台</u>
b. 放射性液体廃棄物放出管理用計測器	試料放射能測定装置	<u>廃棄物管理GM</u>	2台
2. 放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	計測制御GM	<u>5台</u>
	試料放射能測定装置	<u>廃棄物管理GM</u>	1台 <sup>※1</sup>

※1：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共に

# 福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更の詳細について⑬

## ⑬外部放射線に係る線量当量率の測定頻度の変更（使用済燃料の貯蔵施設以外の施設）【第49条】

変更前	変更後																																								
<p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)</p> <p><b>第102条の2</b> 放射線・化学管理GMは、<u>表102の2-1</u>及び<u>表102の2-2</u>（第94条第1項（2）の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る。）に定める管理区域内における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。</p> <p>2. 放射線安全GMは、<u>表102の2-1</u>に定める周辺監視区域境界付近（測定場所は<u>図102の2</u>に定める。）における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>3. 放射線・化学管理GMは、第1項の測定により、放射線安全GMは、第2項の測定により、異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。</p> <p><u>表102の2-1</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1. 管理区域内<sup>*1</sup></td> <td>外部放射線に係る線量当量率<sup>*2</sup></td> <td>毎日運転中に1回</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度<sup>*3</sup></td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度<sup>*3</sup></td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2. 周辺監視区域境界付近</td> <td>空気吸収線量</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>空気吸収線量率<sup>*4</sup></td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td>空気中の粒子状放射性物質濃度</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1：人の立入頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定  * 2：エリアモニタにおいて測定する項目  * 3：汚染のおそれのない管理区域は、測定を省略することができる。  * 4：モニタリングポストにおいて測定する項目</p> <p>(中略)</p>	場所	測定項目	測定頻度	1. 管理区域内 <sup>*1</sup>	外部放射線に係る線量当量率 <sup>*2</sup>	毎日運転中に1回	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回	空気中の放射性物質濃度 <sup>*3</sup>	1週間に1回	表面汚染密度 <sup>*3</sup>	1週間に1回	2. 周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	3ヶ月に1回	空気吸収線量率 <sup>*4</sup>	常時	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回	<p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)</p> <p><b>第49条</b> 放射線管理GMは、<u>表49-1</u>及び<u>表49-2</u>（第40条第1項（2）の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る。）に定める管理区域内における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。</p> <p>2. 放射線管理GMは、<u>表49-1</u>に定める周辺監視区域境界付近（測定場所は<u>図49</u>に定める。）における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>3. 放射線管理GMは、第1項及び第2項の測定により、異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。</p> <p><u>表49-1</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1. 管理区域内<sup>*1</sup></td> <td>外部放射線に係る線量当量率<sup>*2</sup></td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量率<sup>*3</sup></td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度<sup>*4</sup></td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2. 周辺監視区域境界付近</td> <td>表面汚染密度<sup>*4</sup></td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>空気吸収線量</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>空気吸収線量率<sup>*5</sup></td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td>空気中の粒子状放射性物質濃度</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1：人の立入頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定  * 2：エリアモニタにおいて測定する項目（<u>使用済燃料の貯蔵施設</u>）  * 3：エリアモニタにおいて測定する項目（<u>使用済燃料の貯蔵施設以外の施設</u>）  * 4：汚染のおそれのない管理区域は、測定を省略することができる。  * 5：モニタリングポストにおいて測定する項目</p> <p>(中略)</p>	場所	測定項目	測定頻度	1. 管理区域内 <sup>*1</sup>	外部放射線に係る線量当量率 <sup>*2</sup>	毎日1回	外部放射線に係る線量当量率 <sup>*3</sup>	1週間に1回	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回	空気中の放射性物質濃度 <sup>*4</sup>	1週間に1回	2. 周辺監視区域境界付近	表面汚染密度 <sup>*4</sup>	1週間に1回	空気吸収線量	3ヶ月に1回	空気吸収線量率 <sup>*5</sup>	常時	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回
場所	測定項目	測定頻度																																							
1. 管理区域内 <sup>*1</sup>	外部放射線に係る線量当量率 <sup>*2</sup>	毎日運転中に1回																																							
	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回																																							
	空気中の放射性物質濃度 <sup>*3</sup>	1週間に1回																																							
	表面汚染密度 <sup>*3</sup>	1週間に1回																																							
2. 周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	3ヶ月に1回																																							
	空気吸収線量率 <sup>*4</sup>	常時																																							
	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回																																							
場所	測定項目	測定頻度																																							
1. 管理区域内 <sup>*1</sup>	外部放射線に係る線量当量率 <sup>*2</sup>	毎日1回																																							
	外部放射線に係る線量当量率 <sup>*3</sup>	1週間に1回																																							
	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回																																							
	空気中の放射性物質濃度 <sup>*4</sup>	1週間に1回																																							
2. 周辺監視区域境界付近	表面汚染密度 <sup>*4</sup>	1週間に1回																																							
	空気吸収線量	3ヶ月に1回																																							
	空気吸収線量率 <sup>*5</sup>	常時																																							
空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回																																								

# 福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更の詳細について⑯

## ⑯放射線計測器類の数量変更（減少）（エリアモニタ数）【第50条】

変更前		変更後	
(放射線計測器類の管理)		(放射線計測器類の管理)	
<b>第103条</b> 各GMは、表103に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。		<b>第50条</b> 各GMは、表50に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。	
<b>表103</b>		<b>表50</b>	
分類	計測器種類	所管GM	数量
	電子式線量計	放射線安全GM	1式
1.被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線安全GM	1台
	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線安全GM	5台
2.放射線管理用計測器	汚染密度測定用サーベイメータ	放射線安全GM	5台
	退出モニタ	放射線安全GM	4台
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理GM	1台 <sup>*1</sup>
	集積線量計	放射線安全GM	1式
	モニタリングポスト	放射線安全GM	7台
3.放射線監視用計測器	エリアモニタ	計測制御GM 又は 環境施設GM	179台 <sup>*2</sup>
	試料放射能測定装置 <sup>*3</sup>	—	—
4.環境放射能用計測器	積算線量計測定装置	放射線安全GM	1台

※1：表9.1の試料放射能測定装置と共に

※2：管理区域外測定用の7台を含む。

※3：福島第一原子力発電所の測定装置を使用

※1：表3.6の試料放射能測定装置と共に

※2：管理区域外測定用の5台を含む。

※3：福島第一原子力発電所の測定装置を使用

## 福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更の詳細について⑯

### ⑯保全対象範囲の変更（廃止措置計画で定める性能維持施設及びその他自ら定める設備に縮小）【第54条】

変更前	変更後
<p>(施設管理計画) <b>第107条</b> (中略)</p> <p>2. 施設管理の実施方針及び施設管理目標 (中略)</p> <p><b>(2) さらに、第107条の6に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合には、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。</b></p> <p><b>(3) 組織は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、12.の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</b></p> <p>(中略)</p> <p>4. 保全対象範囲の策定 組織は、原子炉施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p><b>(1)重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</b></p> <p><b>(2)重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</b></p> <p><b>(3)原子炉設置（変更）許可申請書及び設計及び工事計画認可申請書で保管又は設置要求があり、許可又は認可を得た設備</b></p> <p><b>(4)炉心損傷又は格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</b></p> <p><b>(5)その他自ら定める設備</b></p> <p>(中略)</p>	<p>(施設管理計画) <b>第54条</b> (中略)</p> <p>2. 施設管理の実施方針及び施設管理目標 (中略)</p> <p><b>(2)組織は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、12.の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</b></p> <p>(中略)</p> <p>4. 保全対象範囲の策定 組織は、原子炉施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p><b>(1)廃止措置計画に定める性能維持施設</b></p> <p><b>(2)その他自ら定める設備</b></p> <p>(中略)</p>

## 福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更の詳細について⑯

### ⑯原子力規制委員会の認可より起算し30日以内に施行するよう記載

変更前	変更後
<p>附則（令和2年5月26日 原規規発第2005264号）            (施行期日)  <b>第1条</b>            この規定は、令和2年6月5日から施行する。</p>	<p>附則（令和 年 月 日 原規規発第 号）            (施行期日)  <b>第1条</b>            この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、令和2年5月29日付            原管発官R2第43号、原管発官R2第44号、原管発官R2第45号            及び原管発官R2第46号をもって認可申請した福島第二原子力発電所1号            炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置計画認可申請書について原子力規            制委員会の認可を受けた日より起算し、30日以内に施行する。</p>
<p>附則（平成23年11月28日 平成23・04・28原第14号）            (施行期日)  <b>第1条</b>            2. 第61条において、非常用発電機の運用を開始するまでは、必要な電力供給            が可能な場合、他号炉の非常用ディーゼル発電機又は可搬式発電機を非常用発電            設備とみなすことができる。</p>	<p><u>(削除)</u></p>